

東大阪市地域公共交通会議設置要綱

(目的)

第1条 東大阪市地域公共交通会議（以下、「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様等に関する事項
- (2) 自家用有償旅客輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(構成員)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 東大阪市長又はその指名する者
- (2) 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- (3) 住民又は旅客を代表する者
- (4) 近畿運輸局長又はその指名する者
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (6) 学識経験を有する者
- (7) 自家用有償旅客輸送について協議を行う場合には、交通会議を主宰する東大阪市長の管轄する区域内において現に自家用有償旅客輸送を行っている道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第49条に規定する特定非営利活動法人等

2 交通会議を主宰する東大阪市長は、必要があると認める場合、前項各号に掲げる者のほか、次に掲げる者を委員として加えることができる。

- (1) 路線を定めて行う一般乗合旅客自動車運送事業又は自家用有償旅客輸送について協議を行う場合には、次に掲げる者

イ 道路管理者

ロ 大阪府警察

- (2) その他の交通会議の運営上必要と認められる者

(会長の職務)

第4条 交通会議に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

3 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(会議の公開)

第5条 交通会議は、会議の内容を東大阪市のウェブサイトに掲載することをもって公開する。

(協議結果の取り扱い)

第6条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第7条 交通会議の庶務は、交通戦略室において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営について必要な規約等は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和5年10月27日から施行する。